

本省令の日本語訳は、日本の企業・個人の皆様がカンボジアの当該省令を理解するための参考資料として公開するものです。

法律上の問題に関しては省令のクメール語原文を参照してください。

JICA は、本省令日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）の内容の正確性について保証せず、利用者が本省令日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

カンボジア王国「裁判官及び検察官の地位に関する法律」

日本語訳

勅令

裁判官及び検察官の地位に関する法律

勅令

我

ノロドム・シハモニ国王

NS/RPhM/0714/016

Sormeanphoum Cheatsasna Rakhatkhateya Khmerak_rothreas Puthinthreathorea_mohaksat
Khemreachnea Samohopheas Kampuch_ekreachroathboranaksanti Sopheakmonglea Sereyvibolea

Khemarasreypireas Preah Chao Krong Kampuchea Thipdey

(国王の尊称)

-カンボジア王国の憲法

-2013年9月24日付の第 NS/RKT/0913/903 号のカンボジア王国の政府の任命に関する王令

-1994年7月20日付の第 02/NS/94 号の内閣構成及び運営に関する法律の公布の勅令

-1994年4月8日付の第 CS/RKM/0498/06 号の憲法院の構成及び運営に関する法律の公布の王令

-2007年1月31日付の第 NS/RKM/0107/005 号の憲法院の構成及び運営に関する法律改正法の公布の王令

-1996年1月24日付の第 NS/RKM/0196/04 号の司法省設置法の公布の王令

-Samdech Akka Moha Sena Padei Techo Hun Sen、カンボジア王国首相の建議

を理解し、下記の法律を公布する。

第5期の下院議会の第2回の国会の2014年5月23日の本会議において可決され、第3期の上院議会の第5回の国会の2014年6月12日の本会議において法律の構成及び法律の精神を審議され、憲法院の2014年7月2日付の第147/001/2014cbTh.cの合憲決定によって成立された裁判官及び検察官に関する法律。

本法の内容は下記のとおりである。

裁判官及び検察官の地位に関する法律

第一章

総則

第1条

本法は裁判官及び検察官の身分及び裁判官・検察官に係る諸原則を規定し、カンボジア王国憲法で規定されている裁判官・検察官の独立性を保証するためのものである。

第2条

本法はカンボジア王国のすべての裁判官・検察官に対して適用し、ただし、別の法律で規定がある場合はこの限りではない。

第3条

本法の技術用語の定義は次の通りである。

- 裁判官とは判事及び捜査判事を含む裁判所裁判官（現職裁判官）を指している。
- 検察官とは検事、検事補、検事総長、検事副総長を指している。
- 司法官職とは判事及び検事を指している。

第4条

裁判官・検察官として選ばれる人は能力を有し、清廉で、倫理観の強い人でなければならない。

第5条

自分の職業において、裁判官は検察官として任命されることもあるし、検察官は裁判官として任命されることもある。

第6条

裁判官・検察官は本人からの求めで、いつでも本人及び家族の安全の保証を受けることができる。

裁判官・検察官は自分の裁判官・検察官の職務権限及び地位の範囲において刑事的、若しくは民事的な責任を負わされないことがない。基本的に裁判官・検察官が著しい悪意を持って自分の管轄及び職務を濫用して決定した場合は本規定を適用しない。

第7条

裁判官・検察官は司法省の中央組織の総務の下に置かれ、司法省での事務の仕事に従事するように任命されることがある。司法省での仕事に従事することを任命された場合は、裁判官は高等司法官職評議会の同意を求めることができる。

司法省での仕事に従事している間は、裁判官・検察官は検察官法が適用され、給料及び職務手当は裁判所に付随する検察庁での仕事に従事している検察官と同様である。給料及び職務手当が異なった場合は、本人が高い方の給料または職務手当を選ぶことができる。

第二章

裁判官

第一節

総則

第8条

裁判官は法の精神を守り、偏りなく判断をしなければならない。また当事者若しくはその他の者から直接的あるいは間接的に圧力、脅迫、命令を受けない。

第9条

裁判官はどこかの裁判所での4年間の仕事に従事するために任命される。

上記1項の期間において、裁判官は本人の同意なく、他の裁判所への配置転換を、もっと上位の階級に任命されたとしても、命じることはできない。しかし、本法第55条の規定による2級の制裁を受けた場合、若しくは司法をよくするために、高等司法官職評議会がその裁判官に対して別の裁判所への配置転換をさせることができる。

第二節

階級及び職位

第10条

裁判官は3つの階級からなっている。

- 上席判事

- 判事

一 判事補

第 11 条

上席判事、判事及び判事補の階級は王令によって決定される。

第三節

制服

第 12 条

裁判官の制服は次の通りである。

一 審理をするときの制服及び審理以外のその他の仕事に従事するときの制服を含む。

一 各種行事の時の公式な制服。

上記制服は高等司法官職評議会の上程により王令で決定される。

第 13 条

事件の審理時に着る制服は裁判官法服である。

審理以外の仕事に従事するときの裁判官の制服は洋服及び各種認証小道具である。洋服及び各種小道具の使用は高等司法官職評議会によって決定される。

パレード時または国の各種イベントで公式な制服が規定されている場合はそれが公式な服装である。

第四節

給料、各種手当、報奨金及び休暇

第 14 条

裁判官は法律で決められている各職位及び階級の給料、職務手当及び各種手当、さらにその他の報奨金を受給することができる。

第 15 条

裁判官の給料及び出張手当や家賃手当、高額生活手当、転勤手当、医療手当及び慢性的な病気の治療手当などは政令によって決定される。

第 16 条

裁判官の休暇は政府によって決められている休日の他に 30 日間付与される。年休の計算基準は 1 月 1 日からとする。

裁判官は複数回で年休を取得することもできるし、一回で全部取得することもできる。この年休は次年度の 2 月末まで利用継続することができる。

年休の取得は裁判所長に少なくとも 3 か月前に申請をしなければならない。

女性の裁判官は産休を 90 日間取得する権利を有する。

上記休暇若しくは休業の間、裁判官は所定の給料及び各種手当を受給する。

第 17 条

2 年間以上継続的勤務をした裁判官、若しくは断続的であっても合計で 2 年間以上勤務した裁判官は 6 か月間まで給料の減額を受けずに病気の長期治療休業を取得することができる。

治療のために 6 か月以上 1 年までの長期休業をした場合は給料が半分に減額される。1 年以上の長期休業をした場合は本法第 45 条の規定により、無給の休業を申請しなければならない。無給休業を申請しない裁判官は本法第 66 条に基づき、職務上失格となり、退職扱いとなる。

病気の裁判官は司法省に休業届を医師の診断書を添付して提出しなければならない。必要があると認められた場合は司法省がいつでも専門の医師に観察させることができる。

第 18 条

年休を取得しなかった裁判官は上記休業期間に未取得の年休を足すことができる。

第五節

裁判官の採用

第 19 条

裁判官修習生として選抜されるための条件は下記のとおりである。

1. 生まれた時からカンボジア国籍であること。
2. 受験者が大学生の場合は受験日時点で、35 歳以下であり、国家公務員の場合は 40 歳以下であること。
3. 大学法学部卒以上であること。
4. 中犯罪歴及び重犯罪歴がないこと。
5. 身体的及び精神的に職務に従事できること。

第 20 条

募集する裁判官修習生の人数は高等司法官職評議会と相談の上、司法大臣令によって決められる。

第 21 条

裁判官修習生に合格した者は司法省によって準備された職業訓練を受けなければならない。
職業訓練の準備及び実施は司法大臣令によって決定される。

第 22 条

試験の方法、手続き、期日、場所及び試験委員会は司法大臣令によって決定される。

第 23 条

裁判官枠組に組み入れるための選抜は法学部卒以上で 5 年以上の司法分野での実務経験を有し、試験日時点で 45 歳以下である国家公務員及び書記官の内部試験で行われることができる。法学部卒以上で、5 年以上の実務経験を有し、試験日時点で 45 歳以下の弁護士も本条前段の規定による試験を受けることができる。

上記裁判官枠組に組み入れるための選抜試験に合格した者は司法省によって準備された職業訓練を受けなければならない。

内部試験の方法と手続き、それに本条で規定されている裁判官枠組に組み入れるための選抜の人数及び修習の準備と実施は高等司法官職評議会と相談の上、司法大臣令によって決定される。

第六節

実習及び裁判官枠組での完全な任命

第 24 条

本法第 19 条及び第 23 条によって選抜された裁判官修習生は本法の規定による職業訓練を無事終了した者は王令によって判事補初等級の実習判事に任命される。実習判事は任命された期日から 1 年間の実習をしなければならない。

実習方法及び実習判事の権限は高等司法官職評議会と相談の上、司法大臣令によって決定される。

実習判事の任命は給料及び就業経歴・期間の算定効果がある。

第 25 条

実習を無事に終えた実習判事は裁判官枠組に正式に任命され、判事補の初等級となる。

高等司法官職評議会は実習を無事に終えられない実習判事や30日以上欠席をした実習判事に対して、さらに1年間の実習を命じることができる。

許可なく30日以上欠席した実習判事、または追加の1年間の実習を無事に終えられない実習判事は高等司法官職評議会の決定を以って裁判官枠組から除名される。

第26条

身体的に若しくは精神的に法律の規定の職務に従事できない実習判事、または職務規律に違反した実習判事は高等司法官職評議会の決定で裁判官枠組から除名される。

裁判官枠組からの除名または完全な任命は実習終了後3か月以内に行わなければならない。

第七節

昇格及び昇進

第27条

昇格及び昇進は選抜の順番や勤務年数に基づく昇給または昇格は各階級や号俸を基に行われる。

昇格及び昇進は選抜の順番や勤務年数に基づく昇給または昇格は王令によって決定される。

第28条

裁判官の昇格及び昇進は下記のことに基づかなければならない。

- 規律を守ること
- 仕事上、いい成果を出すこと
- いい性格及び高い倫理感で、司法官職の名誉を傷つけないこと
- 各種研修を受け、また高等教育を修了したこと

職務に従事している間、さらに勉強をし、大学院などの学位を取得した裁判官を一段昇格させることによって奨励される。

第29条

昇格及び昇進の人数はそれぞれの年度における各階級のポスト及び予算によって決定される。

第30条

各ポジションの裁判官の昇格はそのポジション内で1階級のみとする。

必要な場合において裁判官は試験を通じてそのポジションを変えることができる。

第31条

毎年の1月の第1週、各裁判官に個人の実績表が配布される。

当該個人の実績表に当該裁判官に対する評価、コメント及びその詳細な理由が記載される。

評価に関しては下記の通り行わなければならない。

1. 始審裁判所の裁判官及び始審裁判所の副所長の評価は始審裁判所の所長が行う。
2. 高等裁判所の裁判官及び高等裁判所の副所長の評価は高等裁判所の所長が行う。
3. 始審裁判所の所長、高等裁判所の所長、最高裁判所の裁判官及び最高裁判所の副所長の評価は最高裁判所長官が行う。
4. その他の機関に転勤される裁判官の評価は当該機関の長が行う。

第32条

昇格名簿に載せられるのは各年度の4月13日の時点において、完全な任命後2年以上同じ階級で服務した者である。

第33条

昇格昇進委員会の構成は下記のとおりである。

-司法省の次官1名	委員長
-最高裁判所の副所長1名	副委員長
-最高裁判所付随の検察庁副長官1名	副委員長
-プノンペン高等裁判所の所長	委員
-プノンペン高等裁判所付随の検察庁の副長官	委員
-プノンペン始審裁判所の所長	委員
-プノンペン始審裁判所付随の検察庁長官	委員
-高等司法官職評議会事務局長	事務局

司法大臣は当該委員会の補助として必要に応じてその他の者を任命することができる。

第34条

各ポジションにおける昇格候補者名簿は各階級での職務年数の順によって作成される。

当該名簿は本人に知らせるために裁判所で掲示しなければならない。

第 35 条

昇格または昇進の条件である勤務年数を満たし、上記の昇格昇進名簿に載っていない裁判官は上記昇格昇進名簿を受け取った日から 30 日以内に司法大臣に対して異議申し立てをすることができる。異議申立期間を過ぎた場合は無効となる。

第 36 条

各階級の昇格昇進名簿を記載した個人実績表及び異議申し立てた裁判官の個人実績表を各年度の 2 月第 2 週までに本法第 33 条で規定された昇格昇進委員会に送付しなければならない。

第 37 条

昇格昇進委員会の委員長は委員会の会議を招集する。

委員会会議はカンボジアの伝統的な正月の前に行わなければならない。

第 38 条

個人の実績表、異議申し立てに対する決定及び委員会の委員長及び各委員の説明を聞いた後、昇格昇進の各候補者に対して 0～20 点制で採点をしなければならない。候補者名簿に記載するのは高合計得点順で行わなければならない。もし同点の候補者がいた場合は年齢の高い候補者を優先的に名簿に記載をしなければならない。

第 39 条

昇格昇進委員会は昇格昇進年度別及び候補順の昇格昇進者名簿を作成し、高等司法官職評議会に提出して、審査をし、意見を出してもらわなければならない。高等司法官職評議会の事務局長は昇格昇進可の意見の付いた候補者名簿を作成し、司法大臣に提出し、司法大臣が王令案を準備して国王に上程しなければならない。

第 40 条

懲戒の審査にかけている裁判官、または刑事事件捜査の被疑裁判官を昇格昇進名簿に載せることはできない。

第 41 条

昇格昇進候補裁判官は昇格昇進できない場合は次年度の昇格昇進名簿に優先的に載せられる。

第 42 条

昇格昇進及び昇給と勤務年数の算定は各年度の 4 月 13 日とする。

第八節

任命、配置転換、服務からの解放、裁判官枠組外の配置転換、休職及び退職

第 43 条

高等司法官職評議会は裁判官の任命、配置転換、裁判官枠組外の配置転換、休職及び退職を決定し、国王に上程をする。

第 44 条

裁判官は自らの申請で、若しくは本人の同意で他の機関からの要求によって服務から解放されたり、または裁判官枠組外に配置転換されることができる。

裁判官は国民議会議員、上院議員、政府の委員、次官補、その他の選挙による就任、またはあらゆる階級の顧問に就くために服務からの解放を申し出ることができる。この服務からの解放は本人の申請か、本人の同意で他の機関からの申請によって許可される。服務からの解放期間において、給料をもらう権利、昇格昇進の権利及び退職する権利を有する。ただし職務手当やその他の報奨金は支給されない。

公益企業や国際機関などで一時的に仕事に従事しなければならない場合、裁判官は裁判官枠組外の配置転換を申請することができる。この裁判官枠組外の配置転換は本人の申請か、本人の同意で他の機関からの申請によって許可される。裁判官枠組外の配置転換された裁判官は本法第 15 条の規定の給料、職務手当及びその他の手当を受け取ることはできない。

本法第 52 条の規定を適用して仕事を放棄し、若しくは 30 日以上欠席した場合、それとも本人の完全な希望退職の場合は裁判官枠組から除名される。

裁判官の希望退職は本人が書面で申請をしなければならない。本申請書は高等司法官職評議会に提出し、審査をして決定されなければならない。

第 45 条

裁判官は個人的な理由、家族の理由若しくは兼務不可の理由で一定期間の無給の休職を申請することができる。無給の休職の許可は一回につき 1 年または 2 年とする。この無給の休職許可は 2 回までとし、合計で最長でも 4 年間とする。

無給休職の許可は 4 年以上の実務をした裁判官を対象とし、但し本法第 55 条 2 号の規定による懲戒 2 級を受けた裁判官は対象外とする。

申請書は高等司法官職評議会に提出し、審査して決定をしてもらわなければならない。

第 46 条

一回目の無給休職中の裁判官はもし無給休職の延長若しくは職務に復帰したい場合は無給休職の終了日の 2 か月前に申請書を提出しなければならない。無給休職の延長を申請しなかつ

たか、無給休職終了後 30 日以上仕事に復帰しなかった裁判官は仕事を放棄したとみなし、裁判官枠組から除名される。

第 47 条

職務資格を取るために実習をしている裁判官は職務に従事しているとみなす。

第 48 条

本法の規定により裁判官枠組外におかれた裁判官は法律若しくは年金基金の規則等によってすでに給料から差し引かれた年金全額を受給する権利を有する。

第 49 条

最高裁判所長官は上席判事の最高位の階級を有する。最高裁判所の副長官及び最高裁判所の判事は上席判事の階級であり、その合計の人数は最高裁判所長官を含めて 25 名を超えてはならない。しかし必要な場合に応じて司法大臣の上程で、王令によって本条で規定されている人数よりも多く決めることができる。

高等裁判所の所長は上席判事の階級を有し、高等裁判所の副所長及び判事は上席判事若しくは判事の階級を有する。

始審裁判所の所長は判事の階級を有する。始審裁判所の副所長及び判事は判事若しくは判事補の階級を有する。

第九節

裁判官の任務

第 50 条

裁判官は与えられた仕事に対する責任を持ち、倫理を厳格に守らなければならない。

裁判官は自分の生活の中で自分の名誉及び尊厳を汚してはならないし、司法官職の威厳に傷をつけてはならない。

裁判官は政治的に中立的な立場を守らなければならない。

第 51 条

裁判官は直属の上司の許可なく、自分の職務を放棄したり、休みをしたりしてはならない。

第 52 条

15 日間以上の職務放棄若しくは無断欠勤をした裁判官は給料を受け取ることができない、若しくは無給とし、職務放棄若しくは無断欠勤した日から計算される。2 回の嚴重注意にも関わらず、30 日間以上の職務放棄若しくは無断欠勤をした裁判官は裁判官枠組から除名される。

第 53 条

全裁判所に勤務中の裁判官は自分の仕事に係る論文や意見などをあらゆる手段で発表する前に高等司法官職評議会にその旨の許可をもらわなければならない。

本条の規定に違反した場合は懲戒の対象となり、刑事訴追の対象の可能性もある。

本条の規定は法律で規定している守秘義務違反しない限りにおいて、進行中の事件に関する一般的な情報提供には適用しない。このような情報提供は当該裁判所の事務官によって行われなければならない。

第十節

懲戒

第 54 条

職務上の規律違反及び裁判官の名誉に傷つけたり、倫理違反をしたり、裁判官・検察官倫理を犯して威厳に傷つけたりした裁判官に対して本法の規定により、処罰を受ける。しかし、裁判官・検察官は法の適用で職権で行ったことに対して規則違反とみなされない。

犯罪を犯した場合において、職務上の制裁は刑事訴追を排除しない。

第 55 条

制裁は 2 級ある。

1. 第 1 級の制裁

- a. 口頭注意
- b. 注意して個人の実績表に記録する
- c. 昇格昇進候補者名簿に載せないが、その期間は 2 年以下とする。もしすでに昇格昇進候補者名簿に載せた場合はその名簿から削除する。

2. 第 2 級の制裁

- a. 強制的に追加研修を受けさせる。
- b. 1 年以下の無給休職をさせる。
- c. 一つ下の等級か階級若しくはそれ以上の降格をさせる。
- d. 強制的に退職させる。

- e. 強制的に停職させる。
- f. 裁判官枠組から除名する。

第2級の制裁は高等司法官職評議会の決定で、王令によって行う。

第56条

本法の規定により強制的に停職をさせた場合、若しくは裁判官枠組外から除名をした場合、裁判官は法律若しくは年金基金の規則等によってすでに給料から差し引かれた年金全額を受給する権利を有する。

第十一節

裁判上の訴追

第57条

犯罪を犯した裁判官は裁判上の訴追をされる可能性がある。

司法大臣はその裁判官が勤務している始審裁判所以外に管轄権を移転することができる。

検察官が犯罪を犯した裁判官の訴追を決定した場合は72時間以内にその旨を司法大臣に通知しなければならない。

裁判官を逮捕または拘束した場合は管轄の当局は司法大臣にその旨を通知しなければならない。

司法大臣は高等司法官職評議会に上記情報を通知しなければならない。

第58条

中犯罪若しくは重犯罪で起訴された裁判官は裁判所の判決が確定するまで自動的に暫定的に職務を停止される。当該裁判官は有罪判決が確定するまで給料を受け取ることができる。有罪判決が出て控訴をしたとしても、その給料の支給はその始審裁判所の判決の言い渡し日から暫定的に司法大臣の決定で停止される。

第59条

不起訴処分を受けた被疑裁判官は直ちに自分の職務に復帰することができ、暫定的に停止された給料を全部受け取ることができ、勤務年数も昇格や昇進及び年金もその分が算定される。

本法第61条の規定に基づいて裁判官枠組から除名処分をされなかった裁判官にも本条を適用する。

第60条

裁判官・検察官倫理に違反した裁判官は裁判所が不起訴処分若しくは無罪判決を言い渡されたとしても、高等司法官職評議会の懲戒を受ける可能性がある。

第 61 条

執行猶予の付かない中犯罪若しくは重犯罪の有罪判決または決定が確定した場合は、裁判官枠組から除名される。

第十二節

定年

第 62 条

男女の裁判官の定年年齢は 60 歳である。

しかし 60 歳以上の最高裁判所の裁判官は自分の申請によって定年する。また、65 歳になった裁判官については本人の申請により、高等司法官職評議会がその勤続を決定する。

司法大臣が上記の決定に関する王令案を国王に上程する。

第 63 条

勤務 30 年以上をした裁判官は 60 歳前でも定年退職を申請することができる。

30 年以上の勤務をした裁判官は最終の給料の年金を受け取ることができる。

20 年以上 30 年以下の勤務をした裁判官は最終の給料の年金に比例した分を受け取ることができる。

20 年以下の勤務をした裁判官はすでに給料から差し引かれた年金基金額及び各種手当を一回のみ受け取ることができる。

上記勤務年数は裁判官に任官する前の国家公務員としての勤務年数も加算される。

裁判官の年金は高等司法官職評議会の事務局で受給することができる。

年金の受給場所は 1 か所のみである。

年金制度の実施については政令によって規定する。

第 64 条

30 年以上勤続した裁判官は年金基金を徴収されない。しかし勤続 30 年未満の裁判官は勤続 30 年になるまで給料から年金基金を徴収する。

第 65 条

裁判官の勤続年数は仕事に従事した政権を問わず、国家公務員として採用された日から計算される。

第 66 条

身体的・精神的に職務に従事できない裁判官は退職しなければならない。身体的・精神的に職務に従事できないことを決定するのは高等司法官職評議会であり、その決定は保健省が任命した医者の鑑定に基づくものでなければならない。

その身体的・精神的障害の発生は明確に仕事に起因したものや、公共利益のために一所懸命に仕事をしたことに起因したのであればその裁判官を退職させるが、勤続年数に関係なく、年金と等しい金額の障害者年金を受給する権利を有する。その病気や障害が仕事に従事できないことの直接の原因であった場合のみ、本条の障害者年金を受け取る資格を有する。

傷や後遺症の原因や種類は保健省が任命した医師の鑑定報告書に明確に書かなければならない。

上記のように一所懸命仕事に従事したため亡くなった場合は、その裁判官の配偶者及び未成年の子どもが死亡した裁判官の給料に相当する金額の手当を 12 か月間受け取ることができる。

その他、政府はその未成年の子ども及び配偶者を支援しなければならない。しかしその配偶者が再婚した場合はこの限りではない。

第 67 条

上記第 66 条の規定のような身体的・精神的障害が発生した場合は司法大臣が高等司法官職評議会にその旨を報告し、当該評議会が審査をして、退職させるかどうかを決定しなければならない。

高等司法官職評議会の決定に基づき、司法大臣は王令案を作成し、国王に上程をしなければならない。

第十三節

名誉的な地位

第 68 条

強制的な退職の場合を除き、退職した裁判官は一年以上従事した最後のポストよりも一階級上の名誉的な地位を与える。この名誉的な地位の付与は王令によって行う。

高等司法官職評議会は上記の申請を国王に上程をしなければならない。

第 69 条

退職した裁判官は上記の地位を一生保有することができる。

何らかの行為で司法官職の名誉や威厳を傷つけた場合は、司法大臣の申請で高等司法官職評議会が上記地位をはく奪することができる。

第十四節 宣誓について

第70条

仕事に従事する前に、裁判官は王宮で宣誓をしなければならない。

宣誓の内容は本法の付録に添付されている。

第71条

王宮の職員が上記の宣誓を記録し、高等司法官職評議会に送付し、裁判官本人の記録として残さなければならない。

第72条

宣誓を拒否した裁判官は裁判官としての仕事に従事することが認められず、裁判官枠組から除名される。

宣誓をした裁判官がその宣誓内容に敬意を表さないか批判的な発言をした裁判官は懲戒の対象となる。

第73条

裁判所で証人として宣誓をした場合は裁判官が自分の宗教の習慣及び裁判所の手続きに基づいてさらに宣誓をしなければならない。

第三章

検察官

第一節

総則

第 74 条

最高裁判所付随する検察総庁は一人の検察総長、必要な人数の検察次長及び検察官の下に運営される。最高裁判所付随する検察庁の検察総長、検察次長及び検察官は最高裁判所付随する検察庁を代表する。

高等裁判所付随する検察総庁は一人の検察長官、必要な人数の検察副長官及び検察官の下に運営される。高等裁判所付随する検察庁の検察長官、検察副長官及び検察官は自分が実務している高等裁判所付随する検察庁を代表する。

始審裁判所付随する検察庁は一人の検察官及び必要な人数の検事補の下に運営される。始審裁判所付随する検察庁の検察官及び検事補は自分が実務している始審裁判所付随する検察庁を代表する。

検察組織のみが公訴権を有する。検察官は犯罪を調査する負担を負う、犯罪者を訴追し、並びに捜査管轄及び裁判管轄の前に法執行を申立てる。

民事事件及びその他の事件には、検察組織の代表は公益を守る場合において裁判所の手続きに参加し、意見を出すことができる。

第 75 条

検察組織の大原則は以下どおりである。

1. 検察組織は全ての検察官が自分の地位の順番に従って指揮運営される組織である。司法大臣は検察組織の長であり、全ての審級の検察組織に対して書面で履行命令を出すことができる。司法省の検察・刑事事務局はこの事務における司法大臣の司令部である。最高裁判所付随の検察総長は最高裁判所に付随する検察庁の長である。最高裁判所に付随する検察庁の検察官及び検察次長は自分の上司の指揮命令の下で実務を実施し、共同責任を負う。高等裁判所付随の検察長官は高等裁判所付随の検察庁の長である。高等裁判所に属する検察庁の検察官及び検察次長は自分の上司の指揮命令の下で実務を実施し、共同責任を負う。

2. 検察組織は分割不可能な組織であり、一つの裁判所に付随する検察庁の検察官に同一職務において共同の任務を負い、お互いに交代することができる。この原則に従って、複数の検察組織の代表は上司の指名により、一つ事件を承継して担当することができる。

3. 検察組織は独立な組織であり、付随する裁判所の権限が及ばない組織である。裁判所は検察官の事務を監督する権限がない。検察官が実務に誤りがあっても、裁判所は判決の中で検察

官に対する非難を記載することができない。この禁止項目は刑事事件にも、その他の事件にも適用する。しかし、裁判所は検察官の誤りをその検察官の上司に提出することができる。

第 76 条

毎年：

－ 始審裁判所付随する検察官は犯罪及び自分の仕事の実績を司法大臣に報告し、さらに管轄する高等裁判所付随する検察長官にその写しを提出する。

－ 高等裁判所付随する検察長官は犯罪及び自分の仕事の実績並びに全国の始審裁判所付随する検察庁の仕事の実績を司法大臣に報告し、最高裁判所付随する検察総長にその写しを提出する。

－ 最高裁判所付随する検察総長は最高裁判所付随する検察庁の仕事の実績を司法大臣に報告しなければならない。

第 77 条

全ての検察官は、75 条の規定によるものを除いて、当事者や誰からの直接又は間接的な圧力・強迫又は脅しを受けず、また命令されたりすることなく、自分の職務及び任務を法律に従って実行しなければならない。

第二節

階級及び職位

第 78 条

検察官は 3 つの階級からなっている。

－ 上席検事

－ 検事

－ 検事補

第 79 条

上席検事、検事及び検事補の階級は王令によって決定される。

第三節

制服

第 80 条

裁判官に適用する第二章（裁判官）第三節（制服）の規定は検察官にも準用する。

第四節

給料、各種手当、報奨金及び休暇

第 81 条

裁判官に適用する第二章（裁判官）第四節（給料、各種手当、報奨金及び休暇）の規定は検察官にも準用する。

第五節

検察官の採用

第 82 条

裁判官に適用する第二章（裁判官）の第五節（裁判官の採用）の規定は検察官にも準用する。

第六節

実習及び検察官枠組での完全な任命

第 83 条

検察官修習生で職業訓練を無事終了した者は王令によって初等級の実習検事に任命される。実習検事は任命された期日から 1 年間の実習をしなければならない。

実習検事の実習プログラムは高等司法官職評議会と相談の上、司法大臣令によって決定される。

実習検事の任命は給料及び就業経歴・期間の算定効果がある。

第 84 条

実習を無事に終えた実習検事は検察官枠組に正式に任命され、検事補の初等級となる。司法大臣の申請により、高等司法官職評議会は国王に対して完全任命の申請を上程しなければならない。

司法大臣は実習を無事に終えられない実習検事や 30 日以上欠席をした実習検事に対して、さらに 1 年間の実習を命じることができる。

本法第 89 条の規定により、許可なく 30 日以上欠席した実習検事、または追加の 1 年間の実習を無事に終えられない実習検事は検察官枠組から除名される。

第 85 条

身体的に若しくは精神的に法律の規定の職務に従事できない実習検事、または職務規律に違反した実習検事は本法第 89 条の規定により、検察官枠組から除名される。

検察官枠組からの除名または完全な任命は実習終了後 3 か月以内に行わなければならない。

第七節

昇格及び昇進

第 86 条

裁判官に適用する第二章（裁判官）の第七節（昇格及び昇進）第 27 条ないし第 30 条、第 32 条ないし第 38 条、及び第 40 条ないし第 42 条の規定は検察官にも準用する。

第 87 条

毎年 1 月の第 1 週、各検察官に個人の実績表が配布される。

当該個人の実績表に当該検察官に対する評価、コメント及びその詳細な理由が記載される。

評価に関しては下記の通り行わなければならない。

1. 始審裁判所付随の検事補の評価は始審裁判所の検察官が行う。
2. 高等裁判所付随の検察官及び検察次長の評価は高等裁判所付随の検察庁長官が行う。
3. 始審裁判所の検察官、高等裁判所付随の検察庁長官、最高裁判所付随の検察官及び検察副長官の評価は最高裁判所付随の検察総長が行う。
4. その他の機関に転勤される検察官の評価は当該機関の長が行う。

第 88 条

昇格昇進委員会は昇格昇進年度別及び候補順の昇格昇進者名簿を作成し、高等司法官職評議会に提出して、審査をし、意見を出してもらわなければならない。高等司法官職評議会の事務局長は昇格昇進可の意見の付いた候補者名簿を作成し、司法大臣に提出し、司法大臣が王令案を準備して国王に上程しなければならない。

第八節

任命、配置転換、服務からの解放、裁判官枠組外の配置転換、休職及び退職

第 89 条

高等司法官職評議会は司法大臣の申請に基づいて、カンボジア王国全国の検察官の任命、配置転換、検察官枠組外の配置転換、退職、休職及び除名を決定し、国王に上程する。高等司法官職評議会は上記の申請について相談をしなければならない。

司法大臣は以上の事務について、法令案を国王に上程する。

第 90 条

検察官は自らの申請で、若しくは本人の同意で他の機関からの要求によって服務から解放されたり、または裁判官枠組外に配置転換されることができる。

検察官は国民議会議員、上院議員、政府の委員、次官補、その他の選挙による就任、またはあらゆる階級の顧問に就くために服務からの解放を申し出ることができる。この服務からの解放は本人の申請か、本人の同意で他の機関からの申請によって許可される。服務からの解放期間において、給料をもらう権利、昇格昇進の権利及び退職する権利を有する。ただし職務手当やその他の報奨金は支給されない。

公益企業や国際機関などで一時的に仕事に従事しなければならない場合、検察官は検察官枠組外の配置転換を申請することができる。この検察官枠組外の配置転換は本人の申請か、本人の同意で他の機関からの申請によって許可される。検察官枠組外の配置転換された検察官は本法第 81 条の規定の給料、職務手当及びその他の手当を受け取ることはできない。

高等司法官職評議会の懲戒委員会によって懲戒の検討をされている検察官については、司法大臣は暫定的に当該検察官を服務から解放させることができる。

懲戒 2 級を課せられ、若しくは本法第 52 条の規定を適用して仕事を放棄し、若しくは 30 日以上欠席した検察官は検察官枠組から除名される。

検察官の希望退職は本人が書面で申請をしなければならない。本申請書は司法大臣に提出し、司法大臣が審査をし、手続きを取る。

第 91 条

検察官は個人的な理由、家族の理由若しくは兼務不可の理由で一定期間の無給の休職を申請することができる。無給の休職の許可は一回につき 1 年または 2 年とする。この無給の休職許可は 2 回までとし、合計で最長でも 4 年間とする。無給休職の許可は 4 年以上の実務をした検察官を対象とし、但し懲戒 2 級を受けた検察官は対象外とする。

申請書は司法大臣に提出し、司法大臣が審査し、手続きをとる。

第 92 条

一回目の無給休職中の検察官はもし無給休職の延長若しくは職務に復帰したい場合は無給休職の終了日の 2 か月前に申請書を提出しなければならない。無給休職の延長を申請しなかったか、無給休職終了後 30 日以上仕事に復帰しなかった検察官は仕事を放棄したとみなし、検察官枠組から除名される。

第 93 条

職務資格を取るために実習をしている検察官は職務に従事しているとみなす。

第 94 条

本法の規定により検察官枠組外におかれた検察官は法律若しくは年金基金の規則等によってすでに給料から差し引かれた年金全額を受給する権利を有する。

第 95 条

最高裁判所長付随の検察総長は上席検事の最高位の階級を有する。最高裁判所付随の検察次長及び最高裁判所付随の検事は上席検事の階級を有する。

高等裁判所付随の検察庁長官は上席検事の階級を有する。高等裁判所付随の検察庁副長官及び検事は上席検事若しくは検事の階級を有する。

始審裁判所付随の検察官は検事の階級を有する。始審裁判所付随の検察官補は検事若しくは検事補の階級を有する。

第九節

検察官の任務

第 96 条

検察官は与えられた仕事に対する責任を持ち、倫理を厳格に守らなければならない。

検察官は自分の生活の中で自分の名誉及び威厳に傷をつけてはならないし、検察官枠組の名誉に傷をつけてはならない。

全裁判所付随の検察庁に勤務中の検察官は検察官機関または裁判官機関の名誉に傷つける可能性のある論文や意見などをあらゆる手段で発表する前に司法大臣にその旨の許可をもらわなければならない。本条の規定は刑事訴訟法に基づいて公的に陳述した検察官には適用しない。

検察官は政治的に中立的な立場を守らなければならない。

本条の第2項及び第3項の規定に違反した場合は懲戒の対象となり、刑事訴追の対象の可能性もある。

第97条

検察官は直属の上司の許可なく、自分の職務を放棄したり、休みをしたりしてはならない。

始審裁判所付随の検察官、高等裁判所付随の検察庁長官及び最高裁判所付随の検察総長の休暇の許可は司法大臣が決定する。

第98条

15日間以上の職務放棄若しくは無断欠勤をした検察官は給料を受け取ることができない、若しくは無給とし、職務放棄若しくは無断欠勤した日から計算される。2回の嚴重注意にも関わらず、30日間以上の職務放棄若しくは無断欠勤をした検察官は検察官枠組から除名される。

第十節

懲戒

第99条

裁判官に適用する第二章（裁判官）の第十節（懲戒）の規定は検察官にも準用する。

第十一節

裁判上の訴追

第100条

裁判官に適用する本法の第二章（裁判官）の第十一節（裁判上の訴追）の規定は検察官にも準用する。

第十二節

定年

第101条

男女の検察官の定年年齢は60歳である。

しかし 60 歳以上の最高裁判所付随の検察官は自分の申請で定年退職をする。また、65 歳になった最高裁判所付随の検察官については本人の申請で高等司法官職評議会がその勤続を決定する。

司法大臣が上記の決定に関する王令案を国王に上程する。

第 102 条

裁判官に適用する本法の第二章（裁判官）の第十二節（定年退職）の規定は検察官にも準用する。

第十三節 名誉的な地位

第 103 条

強制的な退職の場合を除き、退職した検察官は一年以上従事した最後のポストよりも一階級上の名誉的な地位を与える。この名誉的な地位の付与は王令によって行う。

高等司法官職評議会は上記の申請を国王に上程をしなければならない。

第 104 条

退職した検察官は上記の地位を一生保有することができる。

何らかの行為で裁判官・検察官の名誉や威厳を傷つけた場合は、司法大臣の申請で高等司法官職評議会が上記地位をはく奪することができる。

第十四節 宣誓

第 105 条

裁判官に適用する本法の第二章（裁判官）の第十四節（宣誓）の規定は検察官にも準用する。

第 4 章 兼職禁止

第 106 条

すべての審級の裁判所や裁判所付随のすべての審級の検察庁に勤務している裁判官及び検察官は公職、国民議会議員、上院議員、政府の委員、次官補、その他選挙による就任、またはあらゆる階級の顧問の職と兼務することはできない。

すべての審級の裁判所や裁判所付随のすべての審級の検察庁に勤務している裁判官及び検察官は弁護士や商業、または利益相反若しくは司法官職の名誉を汚すその他の活動を行うことはできない。しかし裁判官及び検察官は教育機関で講義をすることができる。

第 107 条

休職許可を受けた裁判官及び検察官は私的な仕事をしたい場合は、司法大臣に通知しなければならない。その活動は裁判官または検察官の名誉・信義または威厳に反すると判断された場合は、司法大臣はその仕事に従事することを反対する可能性がある。

本条の規定に違反した場合は休職中の裁判官または検察官を本法第 55 条の懲戒に処する。

第 5 章

経過規定

第 108 条

本法施行以前に任命された裁判官及び検察官で、高等司法官職評議会の組織下にある者は軍法裁判所の裁判官及び軍法裁判所付随の検察庁の検察官を除き、本法の規定による裁判官及び検察官の完全な身分を有する。

裁判官及び検察官の階級及び職位に統合をするための資格審査委員会は高等司法官職評議会と相談した後、司法大臣の申請で王令によって設立する。

上記の統合については司法大臣の申請で王令によって行う。

第 109 条

裁判官に適用する本法の第二章（裁判官）の第十二節（定年）の規定及び検察官に適用する本法の第 3 章（検察官）の第十二節（定年）の規定は裁判官及び検察官枠組への統合後にも適用する。

上記の統合を待っている間、定年退職をする裁判官及び検察官については本法適用前の法律を適用する。

第 110 条

本法が施行され、最初の 5 年間は最高裁判所の裁判官の人数を除いて、本法の第 49 条から第 95 条適用されない。

本法が施行されて最初の 5 年間の間に定年に達した高等裁判所の裁判官及び高等裁判所付随の検察庁の検察官は本人の申請で職務を継続することが許可される。この延長許可は 1 年間とし、最長 3 回までとする。この延長許可は高等司法官職評議会の意見を聞いた上、司法大臣が国王に申請を上程し、王令で決定される。

第六章

最終条項

第 111 条

本法に反する規定は無効とする。